### 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 横浜北支部 細則

## 第1章 細 則

第1条 支部運営の円滑化を図るため、支部規約第33条、40条に基づき本細則を 定める。

第2章 総務会・専門部会、専門委員会、特別委員会

- 第2条 1. 総務会・専門部会、専門委員会、特別委員会は支部長の諮問に応じて 支部活動の充実を図る。
  - 2. 総務会は支部長、副支部長及び専門部会長を以て構成し、支部事業の企画、立案並びに各専門部会、専門委員会、特別委員会の連絡調整を行う。
  - 3. 専門部会、専門委員会は、部会長又は委員長及び部員を以て構成し、夫々の事項を分担する。

①労務部会労務管理に関する事項②安全部会労働安全に関する事項③衛生部会労働衛生に関する事項④広報部会広報に関する事項

⑤食災防専門委員会 食料品製造業の安全衛生に関する事項

⑥産業保健専門委員会 健康の維持増進に関する事項

4. 特別委員会は、理事会が必要と認めたとき、臨時に設ける。 但し、分担事項はその都度定める。

第3条 部会長、専門委員長及び部員は、役員の互選により選出し、支部長が委嘱する。

第4条 総務会、専門部会、専門委員会は必要に応じて支部長が招集する。

#### 第5条

- 1. 特別委員会長及び各委員は、理事会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 2. 委員会の招集については第4条に準ずる。

## 第3章 会 費

# 第6条

- 1. 会費は、本部会費並びに支部会費を持って構成する。
- 2. 本部会費は、支部会費より支払う。
- 3. 年度の途中で入会する時は、月割りとする。
- 4. 年度の途中で退会する場合は、返却はしない。

NO.	構成人員	会 費 (年間)
1	1名 ~ 9名	10,000円
2	10名~ 30名	13,000円
3	31名~ 50名	19,000円
4	51名 ~ 100名	24,000円
5	101名 ~ 200名	31,000円
6	201名 ~ 300名	40,000円
7	301名 ~ 500名	51,000円
8	501名~1,000名	66,000円
9	1,001名~2,000名	87,000円
1 0	2,001名~3,000名	112,000円
1 1	3,001名~4,000名	140,000円
1 2	4,001名以上	165,000円

本細則は、理事会の議決を経て改訂することができる。但し、次の総会で改定内容を報告しなければならない。

制定日 平成元年4月21日

一部改定日 平成9年4月18日(金)

改定日 平成23年4月1日

公益社団法人移行にともない改訂